

## 能代市民の健康づくりの推進に向けた包括的連携に関する協定書

能代市（以下「甲」という。）と全国健康保険協会秋田支部（以下「乙」という。）は、相互の協力が可能な分野における連携を推進するため、次のとおり「能代市民の健康づくりの推進に向けた包括的連携に関する協定」（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携及び協力を行い、能代市民（以下「市民」という。）の健康づくり推進に向けた取組を通じて、市民の健康寿命の延伸を図ることを目的とする。

### （連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力することとする。

- （1） 地域・職域連携による市民の健康づくりの推進に関すること
- （2） 特定健診・がん検診の受診促進に関すること
- （3） 生活習慣病の発症予防及び重症化予防に関すること
- （4） 健診結果等のデータ分析及び医療費分析に関すること
- （5） 医療費適正化に関すること
- （6） 健康課題の共有に関すること
- （7） その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

### （協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結日より1年間とする。ただし、期間の満了の1か月前までに甲又は乙のいずれからも終了の申し出がない場合は、更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

### （守秘義務）

第4条 甲及び乙は、連携・協力事項の検討及び実施により知り得た他の当事者（以下「開示者」という。）の個人情報を開示者の承諾なしに第三者に開示・漏洩してはならない。

### （協定の見直し及び解除）

第5条 甲又は乙が、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、協議の上、

本協定の変更又は解除を行うものとする。

(疑義の決定)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙間で協議し定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方が署名の上、各自1通を保有する。

令和4年7月6日

甲 秋田県能代市上町1番3号  
能代市長

齊 藤 滋 宣

乙 秋田県秋田市旭北錦町5番50号  
シティビル秋田2階  
全国健康保険協会秋田支部  
支部長

加 藤 尊